

令和4年度 固定資産(償却資産)申告の手引き

開成町

町税につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税は、土地及び家屋のほかに償却資産にも課税されます。
償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有する償却資産について、その資産が所在する市町村へ申告することになっております(地方税法第383条)。
つきましては、本手引きをご参照のうえ、期間内に提出くださいますよう、お願いいたします。

申告していただく方

令和4年1月1日現在、開成町内に事業用償却資産(他人への貸し付け資産も含まれます)を所有する法人又は個人。なお、償却資産の有無に関わらず、申告書は必ず提出してください。

申告書の提出期間 令和4年1月4日(火)～1月31日(月)

○受付時間…8:30～17:15(土日・祝日を除く)

- ※ 提出期限間近になりますと、受付が大変混雑しますので、早期提出にご協力ください。
- ※ 郵送により申告書を提出される方で、控え用に受付印を希望される場合は、複写した控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

申告書の提出及び問合せ先

〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773番地
開成町役場 町民福祉部 税務課 課税班
電話 0465-83-2331(代表)
0465-84-0313(直通)
<http://www.town.kaisei.kanagawa.jp>

目次

1	償却資産とは.....	1
2	償却資産の種類と具体例	1
	（1）償却資産の種類.....	1
	（2）業種別の課税対象償却資産の例示.....	2
3	「申告が必要な資産」と「申告の必要がない資産」	3
	（1）申告が必要な資産.....	3
	（2）申告の必要がない資産.....	4
4	申告方法	5
	（1）提出書類.....	5
	（2）電算処理により申告される方（全資産申告）	5
	（3）事業の廃止等をされた方	5
	（4）申告に際しての注意点.....	5
	（5）実地調査.....	5
5	償却資産の評価及び税額	6
	（1）税額の計算方法.....	6
	（2）課税標準額.....	6
	（3）価格等の決定及び課税台帳への登録.....	6
	（4）税額の計算	6
	（5）納税通知書の発送と納期	6
	（6）免税点	6
	（7）課税台帳の閲覧.....	6
	（8）審査の申出.....	6
6	建築設備における償却資産と家屋の区分	7
7	国税との主な違い	8
8	取得価格における消費税の取扱い.....	9
9	課税標準の特例.....	9
10	非課税資産.....	10
11	主な償却資産の耐用年数.....	11
12	耐用年数に応ずる減価残存率表.....	12
13	リース資産の取扱い	12
14	個人番号（マイナンバー）及び法人番号の記載等について	13
	（1）本人が申告書を提出する場合（①及び②がそれぞれ必要）	13
	（2）代理人が申告書を提出する場合（①～③がそれぞれ必要）	13
15	償却資産申告書の記載例.....	14
16	種類別明細書の記載例	15
17	よくあるご質問	16

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課税されない者が所有するものを含む。）をいいます。ただし、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の課税客体は除きます（地方税法第341条第4号）。

2 償却資産の種類と具体例

(1) 償却資産の種類

種 類		主な償却資産の例示						
第1種	構築物	土地に定着した土木設備	広告塔、門、塀、外構、外灯、構内舗装、煙突、緑化施設					
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、生産用エレベーター、可動性のある固定カウンター ※ 詳しくは、P.7 参照					
		建物の所有者と異なる者(テナント)が施工した設備	店内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備					
第2種	機械及び装置	製造設備	食肉加工設備、精穀設備、豆腐類、パン・菓子、金属製品、電気機器、その他の製造設備					
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤					
		搬送設備	クレーン、コンベヤー					
		自走式作業用機械	ブルドーザー、パワーショベル等の作業用大型特殊車両（種類の第5種に掲げる要件を1つでも超えるもの。）					
		その他の設備	印刷設備、建設工業設備、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、自宅に設置した太陽光発電設備					
第3種	船舶	モーターボート、その他の船舶						
第4種	航空機	ヘリコプター、グライダー、その他の航空機						
第5種	車両及び運搬具	大型フォークリフト（小型フォークリフトは対象外）、台車、自転車、その他の運搬車、大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両） ※ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。 ※ 次の要件を1つでも超えると、大型特殊自動車となります。						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の長さ</th> <th>車両の幅</th> <th>車両の高さ</th> <th>最高速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.7 m</td> <td>1.7 m</td> <td>2.8 m</td> <td>15 km/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、農業作業用自動車については、最高速度が 35 km/h 以上のもののみが、大型特殊自動車となります。</p>	車両の長さ	車両の幅	車両の高さ	最高速度	4.7 m	1.7 m
車両の長さ	車両の幅	車両の高さ	最高速度					
4.7 m	1.7 m	2.8 m	15 km/h					
第6種	工具・器具及び備品	工具	測定・検査工具、治具・取付工具、型、切削工具、その他の工具					
		器具・備品	机・椅子、ロッカー、金庫、陳列ケース、テレビ、冷蔵庫、レジスター、コピー、ワープロ、音響機器、理容美容機器、医療機器、冷暖房用機器、自動販売機、看板、その他の器具・備品					

(2) 業種別の課税対象償却資産の例示

① 各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
② 小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
③ 飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
④ 理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
⑤ クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板等
⑥ 製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
⑦ 医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネット等
⑧ 不動産賃貸業 （アパート等）、 駐車場事業	駐車場舗装、フェンス、植栽、自転車置場、屋外ガス・上下水道埋設管、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
⑨ 工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
⑩ パチンコ店、 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機等
⑪ 印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
⑫ 建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
⑬ 自動車整備業、 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
⑭ 木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
⑮ 鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
⑯ ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット、冷蔵庫等
⑰ 食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
⑱ テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
⑲ カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等

3 「申告が必要な資産」と「申告の必要がない資産」

(1) 申告が必要な資産

令和4年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。

- ① 税務会計上、減価償却となる資産
- ② 耐用年数が1年以上で、かつ、個人の場合は取得価額（1個又は1組当り）が10万円以上の資産、法人の場合は取得価格にかかわらず、税務会計上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産
- ③ 家屋の所有者と異なる方(賃借人・テナント等)が貸ビル・貸店舗に取り付けた内装、造作、建築設備等の事業資産（賃借人（テナント）等の償却資産として申告してください。ただし、内装等の施工を家屋の所有者がされた場合は除きます。）
- ④ 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産（P.12 参照）
⇒ 割賦販売資産（リース期間終了後、借受人の所有となるものを含む。）については、取得した時点から買主の所有として買主がその資産の総額で申告してください。
- ⑤ 家屋に施した建築資産・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- ⑥ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑦ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑧ 未稼動資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- ⑨ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ⑩ 償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- ⑪ 他の事業者にも事業用として貸付をしている資産
- ⑫ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体部と区分して取扱います）に該当するもの
- ⑬ 福利厚生のに供するもの
- ⑭ 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの
- ⑮ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産

(2) 申告の必要がない資産

- ① 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの（カーナビゲーション等の自動車固有の装置も、申告の対象とはなりません）
- ② 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、パソコンソフトなど）
- ③ 果樹、馬、牛、その他の生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告が必要）
- ④ 棚卸資産（商品・貯蔵品等）
- ⑤ 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上一時損金又は必要な経費に算入されたもの
- ⑥ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの
- ⑦ ファイナンス・リース取引に係るリース資産で所有者の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降）

※ 課税標準の合計額が150万円未満の場合、課税されませんが、申告は必要となります。

【参考】 取得価額と固定資産税（償却資産）申告の取扱い

取得価額	国税の取扱い		固定資産税の取扱い
	個人	法人	
10万円未満	個人	必要経費	対象外
	法人	損金算入	対象外
		減価償却	対象
		一括償却	対象外
10万円以上 20万円未満	個人	減価償却	対象
		一括償却	対象外
	法人	減価償却	対象
		一括償却	対象外
20万円以上	個人	減価償却	対象
	法人	減価償却	対象

※ 法人の場合は、それぞれに規定している金額以下の資産であっても、税務会計上固定資産勘定に資産計上したものは申告対象となります。

4 申告方法

(1) 提出書類

① 今回初めて申告される方 ※1

- ・ 該当する資産がある方 … 償却資産申告書 (P. 14)、種類別明細書 (P. 15)
- ・ 該当する資産がない方 … 償却資産申告書 (P. 14)

② 前年度に申告された方 ※2

- ・ 資産の増減があった方 … 償却資産申告書 (P. 14)、種類別明細書 (P. 15)
- ・ 資産の増減がなかった方 … 償却資産申告書 (P. 14)

※1 令和4年1月1日現在で所有している全ての資産について、種類別明細書を作成のうえ申告してください。なお、該当する資産がない場合でも申告書備考欄に「該当資産なし」と記入し申告してください。

※2 同封した昨年度の種類別明細書を参照され、令和4年1月1日までの間に増加又は減少した場合は、申告書備考欄に「増加減少資産あり」と記入し、増加分は追記し、減少・除却・変更分は取り消し線で見え消しとし、種類別明細書を修正作成するか、増加分と減少分の種類別明細書を生産作成し、申告してください。なお、変動がない場合でも、「資産増減なし」と記入し申告してください (増減なしの場合は、種類別明細書の作成の必要はありません)。

(2) 電算処理により申告される方 (全資産申告)

令和4年1月1日現在で所有している全ての資産について申告してください。

(3) 事業の廃止等をされた方

令和4年1月1日現在、事業の廃止等（廃業、解散、休業、町外移転など）があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入し申告してください。

<例：令和〇〇年〇〇月〇〇日廃業、解散など>

(4) 申告に際しての注意点

- ① 賦課期日は令和4年1月1日ですので、前年決算期から令和4年1月1日までの間の資産の増減についても、漏れがないように注意して申告してください。
- ② 店舗設備を居抜きで購入した場合、資産を無償で譲り受けた場合等、取得価額が不明な資産は見積価額で申告してください。
- ③ 開成町内に複数の事業所のある方は、開成町内の事業所分をまとめて申告してください。
- ④ 正当な理由がなく申告されなかった場合、又は虚偽の申告をされた場合には、罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を追徴させていただく場合があります。

(5) 実地調査

申告書受理後、地方税法第408条の規定に基づいて実地調査をすることがありますので、ご協力をお願いします。

5 償却資産の評価及び税額

(1) 税額の計算方法

資産の「取得年月日」・「取得価額」・「耐用年数」から、資産ごとに「評価額」を算出します。

- 前年中に取得した資産 = 取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
- 前年前に取得した資産 = 前年度評価額 × (1 - 減価率)

※ 減価残存率：「(1 - 減価率 ÷ 2)」又は、「(1 - 減価率)」

※ 耐用年数に応ずる減価残存率は、後の項目 12「耐用年数に応ずる減価残存率表」(P. 12) 参照

※ 以後、毎年この方法により計算し、取得価額の 5% になるまで償却します。算出額が 5% 未満になる場合は、5% でとどめます。

(2) 課税標準額

通常は「評価額」が課税標準額となりますが、課税標準の特例の適用がある場合は、特例を適用した後の額が課税標準額となります。

(3) 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

(4) 税額の計算

税額 (100 円未満切捨て) = 課税標準額 (1,000 円未満切捨て) × 税率 (1.4/100)

<例：課税標準額が 200 万円の場合、年税額は 2 万 8 千円です>

(5) 納税通知書の発送と納期限

納税通知書は、5 月上旬に発送します。

<納期限：第 1 期…5 月末 / 第 2 期…7 月末 / 第 3 期…1 2 月下旬 / 第 4 期…2 月末>

(6) 免税点

課税標準の合計額が 150 万円未満の場合、課税されませんが、申告は必要となります。

(7) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格は、開成町役場税務課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方に閲覧を供しています。閲覧は、価格等を課税台帳に登録した旨を公示し、原則 4 月 1 日から可能となります。

(8) 審査の申出

固定資産の評価額について不服があるときは、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、開成町固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

6 建築設備における償却資産と家屋の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

家屋の所有者と異なる者（賃借人・テナント等）が貸ビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。

また、家屋と設備の所有者が同一の場合には、次のものを償却資産として取り扱います。

- 独立した機器としての性格の強いもの（受変電設備等）
- 特定の生産又は業務の用に供されるもの（工場の動力源である電気設備等）
- 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（ルームエアコン等）

【建築設備における償却資産と家屋の区分の例】

設備の種類		償却資産として取扱うもの	家屋として取扱うもの
発電設備		自家用発電設備・受変電設備（配線等を含む。）	
動力用配線配管設備		特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備		ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備		電話器、交換器、電源装置等	配管配線等左記以外のもの
インターホン設備		インターホン器具、マイクロホン、アンプ器具類	配線
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類	配線
火災報知器		屋外の装置（配線を含む。）	屋内の装置（配線を含む。）
消火設備		ホース、ノズル、消火器	屋内に取り付けられた消火栓、スプリンクラー、ドレンジャー
中央監視制御装置		制御装置（配線を含む。）	
換気設備		工業用送風装置	換気扇、ベンチレーター、ダクト
衛生設備		移動性のユニットバス	浴槽、便器等
給排水設備		屋外の給排水設備、井戸、水道本管、ろ過装置で屋外にあるもの	屋内の給排水設備
ガス設備		供給本管、工業用器具類、メーター、屋外配管、生産事業用設備一式	屋内配管
給湯設備	局所式	湯沸器、貯湯槽、バーナー、ボイラー	
	中央式	独立煙突及び煙道、厨房用各種器具	ボイラー、貯湯槽、配管
厨房設備		事業用の流し台、調理台、冷凍冷蔵庫、その他サービス設備一式	サービス設備以外の設備
冷暖房・空調設備		パッケージエアコンディショナー、ウインドクーラー	家屋と一体となっている設備
店用簡易装置及び簡易間仕切り		陳列棚、壁面飾り棚、間仕切り等、床から天井まで達しない規模又はボルト締めで床に固着する程度のもの	左記以外のもの
その他		門、塀、庭園、機械式立体駐車設備	避雷設備、金庫扉、自動ドア

7 国税との主な違い

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価（償却）の方法	定率法か定額法の選択方式 （建物は定額法のみ） 【定率法選択の場合】 ・平成19年4月1日以降に取得した資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	定率法のみ （固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認めている	認めていない（※1）
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認めている	認めていない
増加償却（所得税、法人税）	認めている	認めている（※2）
陳腐化償却（耐用年数の短縮）	認めている	認めている（※3・4）
評価額の最低限度	備忘価額（1円）まで	取得価額の5/100 （取替資産、鉱業用坑道を除く）
改良費（資本的支出）	原則区分、一部合算も可	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入可能	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金算入可能	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
青色申告を提出する中小企業者が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	損金算入可能	課税対象となる

※1 圧縮記帳の制度は認められませんので、圧縮記帳している資産（下取りを伴う買替資産）については、本来の正常な価額（圧縮や下取金額の差し引きをしない額）で申告してください。

※2 法人税法又は所得税法の規定により法定普通償却に加えて増加償却がある場合には、所轄税務署へ提出した増加償却届出書の写しを申告書に添付してください。

※3 陳腐化資産の一時償却がある場合には、所轄税務署長の承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。

※4 法人税法又は所得税法の規定により、所轄国税局長から短縮耐用年数の承認を受けた償却資産については、承認された短縮耐用年数に基づき評価しますので、承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。

8 取得価格における消費税の取扱い

償却資産の取得価格は、原則として国税の取り扱いの例によって算定します。したがって、次の表のとおり取り扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における 固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価格における 消費税の取扱い
免税業者	税込み経理方式	取得価額に含める
課税業者	税抜き経理方式	取得価額に含めない
	税込み経理方式	取得価額に含める

9 課税標準の特例

地方税法又は地方税法附則に規定する一定の要件に該当する償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

課税標準の特例が適用される資産を申告される方は、償却資産申告書に添付書類を添え、種類別明細書の摘要欄にその適用条項及び「特例資産」と記載して提出してください。

【特例が適用される資産の例】

適用条項		資産の種類		特例率 (適用時期)	添付書類
地方税法 第 349 条 の 3	第 27 項	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、 事業所内保育事業（定員 5 人以下）の用 に供する家屋及び償却資産		1 / 2 (期限なし)	認可証の写し
	第 28 項				
第 29 項					
地方税法附則 第 15 条	第 2 項 第 1 号	水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃 液処理施設		1 / 2 (期限なし)	特定施設設置届出書 の写し、仕様書等
	第 2 項 第 5 号	下水道法に規定する公共下水道を使用 する者が設置した除害施設		3 / 4 (期限なし)	下水道除害施設設置 届の写し、仕様書等
	第 27 項 第 1 号 第 2 号	1,000kw 未満	再生可能エネルギー事業者 支援事業費補助金の交付を 受けて、R2. 4. 1～R4. 3. 31 の 間に新たに取得された太陽 光発電設備	2 / 3 (取得後 3 年間)	再生可能エネルギー 事業者支援事業補助 金交付決定通知書の 写し、 発電出力容量がわか る書類等
		1,000kw 以上		3 / 4 (取得後 3 年間)	
第 64 条	中小企業が生産性向上特別措置法にお ける先端設備導入計画に基づき新規取 得した先端設備等に該当する償却資産 及び事業用家屋等		ゼロ (取得後 3 年間)	先端設備等導入計画 認定書の写し	

(注) 1 この他にも地方税法の規定によって課税標準の特例適用資産がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

2 課税標準の特例資産は、政令・総務省令により範囲制限されており、また地方税法の改正により適用資産、期限等が変更されることがあります。

10 非課税資産

地方税法第 348 条第 2 項の規定に該当する資産については固定資産税が課税されませんので、償却資産申告書にそのことを明らかにする関係書類を添え、種類別明細書の摘要欄にその適用条項及び「非課税」と記載して提出してください。

(注) 非課税資産は、政令・総務省令により範囲制限されており、また地方税法の改正により適用資産、期限等が変更されることがあります。

11 主な償却資産の耐用年数

種類		主な償却資産		耐用年数	
第1種	構築物	野立看板、広告塔 (屋外施工を含む)	金属造のもの	20	
			その他のもの	10	
		門、塀	コンクリート造、コンクリートブロック造のもの	15	
			石造のもの	35	
			土造のもの	20	
		舗装道路、 舗装路面	金属造、木造のもの	10	
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの		15		
	アスファルト敷、木れんが敷のもの		10		
	建物附属設備	ビジュアルス敷のもの		3	
		受変電設備、電気設備 (照明設備を含む)		15	
		給排水設備、衛生設備、ガス設備		15	
		冷房、暖房、通風又は ボイラー設備	冷暖房設備 (冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	
			その他のもの	15	
店用簡易装備	店舗用内装、可動性のある固定カウンター	3			
第2種	装置及び機械	自宅に設置した太陽光発電設備	主として金属製のもの	17	
第6種	工具	測定・検査工具	ゲージ、ノギス、マイクロメーター	5	
		治具・取付工具	平ジグ、箱ジグ	3	
		型 (型枠を含む)、 鍛圧・引抜工具	プレスその他の金属加工用金型	2	
			合成樹脂、ゴム又はガラス製型用金型及び鋳造用 その他のもの	2	
		その他のもの	3		
	器具及び備品	事務机、事務いす、 キャビネット	主として金属製のもの	15	
			その他のもの	8	
		応接セット	接客業用 (飲食店、旅館等) のもの	5	
			その他のもの	8	
		陳列棚、陳列ケース	冷凍機付のもの	6	
			その他のもの	8	
		その他の家具	接客業用 (飲食店、旅館等) のもの	5	
			主として金属製のもの	15	
			その他のもの	8	
		音響機器	ステレオ、テレビ、ビデオ、カラオケ	5	
		冷暖房用機器	エアコン、ストーブ、温風ヒーター	6	
		電気・ガス機器	冷蔵庫、製氷機、洗濯機、レンジ	6	
		食事・厨房用品	陶磁器製、ガラス製のもの	2	
			その他のもの	5	
		事務機器	複写機、計算機、レジスター、ファクシミリ		5
			電子 計算機	パーソナルコンピューター (サーバー用のものを除 その他のもの	4
				その他のもの	5
	通信機器	インターホン、放送用設備、デジタル構内交換設備		6	
		電話設備、その他の通信機器		10	
	看板	看板、ネオンサイン、気球		3	
	金庫	手さげ金庫		5	
		その他のもの		20	
理容・美容機器	前流し、ドライヤー		5		
自動販売機 (手動のものを含む)			5		

12 耐用年数に応ずる減価残存率表

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1－減価率÷2	1－減価率			1－減価率÷2	1－減価率
2	0.684	0.658	0.316	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	31	0.072	0.964	0.928
8	0.250	0.875	0.750	32	0.069	0.965	0.931
9	0.226	0.887	0.774	33	0.067	0.966	0.933
10	0.206	0.897	0.794	34	0.066	0.967	0.934
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	36	0.062	0.969	0.938
13	0.162	0.919	0.838	37	0.060	0.970	0.940
14	0.152	0.924	0.848	38	0.059	0.970	0.941
15	0.142	0.929	0.858	39	0.057	0.971	0.943
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	41	0.055	0.972	0.945
18	0.120	0.940	0.880	42	0.053	0.973	0.947
19	0.114	0.943	0.886	43	0.052	0.974	0.948
20	0.109	0.945	0.891	44	0.051	0.974	0.949
21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
22	0.099	0.950	0.901	46	0.049	0.975	0.951
23	0.095	0.952	0.905	47	0.048	0.976	0.952
24	0.092	0.954	0.908	48	0.047	0.976	0.953
25	0.088	0.956	0.912	49	0.046	0.977	0.954
				50	0.045	0.977	0.955

13 リース資産の取扱い

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。大きく分類すると、リース資産契約に応じて次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産 ※	○ (自己資産として申告必要)	× (申告不要)

※ 期間終了後に無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、割賦販売など実質的に所有権留保付売買とみられる場合。

14 個人番号(マイナンバー)及び法人番号の記載等について

平成 28 年 1 月以降にご提出いただく償却資産申告書には、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載が必要となりました。

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書のご提出時には、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきますので、申告の際には次の確認資料をお持ち下さい。また、郵送で提出する場合には、確認資料の写しを添付して下さい。なお、法人番号には本人確認手続き等はありません。

※ 個人番号及び法人番号の記入箇所については、この手引きの P. 14 をご覧下さい。

（１）本人が申告書を提出する場合（①及び②がそれぞれ必要）

① 番号確認資料

次のうち、いずれか 1 点

【個人番号カード】、【通知カード】、【住民票（個人番号付き）】等

② 身元確認資料

次のうち、いずれか 1 点

【個人番号カード】、【運転免許証】、
【本町から送付された、氏名又は法人名が印字された償却資産申告書】等

※ 個人番号カードがあれば、番号・身元の両方の確認資料とすることができます。

（２）代理人が申告書を提出する場合（①～③がそれぞれ必要）

① 本人の番号確認資料

次のうち、いずれか 1 点

【本人の個人番号カード】、【本人の通知カード】、【本人の住民票（個人番号付き）】等

② 代理人の身元確認資料

次のうち、いずれか 1 点

【代理人の個人番号カード】、【代理人の運転免許証】、【代理人の写真付き社員証】、
【代理人の税理士証票】等

③ 代理権確認資料

次のうち、いずれか 1 点

【委任状】、【税務代理権限証書】等

16 種類別明細書の記載例

- 前年度申告した方は、増加した資産について空欄等を利用し、追加で記載してください。
減少及び変更した資産について取消し線により見え消しを記載してください。
(また、増加分又は減少分の種類別明細書の作成してください。)
- 今回初めて申告される方は、全資産を申告してください。
(電算処理により全資産申告される場合はすべて記入してください。)

減価償却資産の耐用年数等に關する省令により該当する年数を記載してください。(P.11参照)
なお、中古資産を見積耐用年数によっている場合はその耐用年数、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

- 新品取得
 - 中古品取得
 - 移動による受入れ
 - その他
- いずれかをおで囲んでください。

前年度申告した既存事業者 申告書右上に記載された 10桁の「所有者コード」を記入してください。		令和4年度 所有者コード ※ 1234567890		種類別明細書(増減資産・全資産用)		所有者氏名 神岡成町役場		株目 1 株のうち				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得価額 (イ)	耐用年数 (ロ)	減価残存率 (ハ)	価額 (ニ)	課税標準 の特例 率 コード	摘要	株目
01	1	00000001	受変電設備	1	S 55 9	3,000,000	15	0.858	150,000		異動事由 1-2 3-4	
02	1	00000002	アスファルト舗装路面工事	1	H 3 3	2,000,000	10	0.794	100,000		減失	
03	1	00000003	外構工事	1	H 9 7	1,500,000	15	0.858	75,000			
04	1	00000004	屋外給排水設備	1	H 12 2	800,000	15	0.858	40,000			
05	1	00000017	広告塔	1	H 28 5	650,000	20	0.891	387,127			
06	2	00000008	太陽光発電設備	1	H 30 8	4,000,000	17	0.873	2,853,410	50	特例適用 H31-登録用	
07	6	00000011	応接セット	1	H 5 9	1,200,000	15	0.858	60,000			
08	6	00000022	エアコン	1	H 26 7	300,000	6	0.681	25,134			
09	6	00000024	パソコン	4	R 1 4	700,000	4	0.781	546,700			
10												
11	1		コンクリート舗装路面工事	1	R 2 10	3,000,000	15				電算処理により 重畳処理により 全資産申告され る方以外は記載す る必要はありません。	
12	6		陳列ケース	1	R 2 5	150,000	6					
13	6		看板	1	R 1 12	250,000	3					
14												
15												
16												
17												
18												
小計										4,237,371	3,048,450	

次のような事項を記載してください。
 ① 課税標準の特例適用資産又は非課税資産についてはその適用条項例：法第34条の3
 第1項適用の特例資産
 ② 短縮耐用年数を用いている資産については、その旨の表示
 ③ 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
 ④ 改良費等の付帯的資産がある場合はその主たる資産コード
 例：001200の資本的支出
 ⑤ その他当該資産の価格決定にあたって必要な事項(耐用年数の変更、取得年月、取得価格の修正等)
 ⑥ その他当該資産の減少にあたって必要な事項(減少事由、売却先の名称、移動の受入れ先、一移減少の説明等)
 例1：売却、滅失、移動、その他
 例2：取得価格75万円(数量2)のうち25万円(数量1)減少

申告漏れ資産がある場合は、申告対象年度の修正申告の提出も合わせてお願いいたします。

17 よくあるご質問

Q 1 わずかな償却資産しか持っていないので、課税されないと聞きました。申告は必要ですか。

A 1 償却資産の免税点は150万円です。課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書を基に課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少に関わらず、申告をお願いします。

Q 2 アパートを経営しています。償却資産の申告は必要ですか。

A 2 申告が必要です。アパートの場合、外構や外周のフェンス、駐車場のアスファルト舗装、屋外給排水設備、エアコンなどが償却資産の対象になります。

Q 3 資産の増減がないのですが、償却資産の申告は必要ですか。

A 3 申告が必要です。申告書の備考欄に「資産増減なし」と記載し、申告してください（種類別明細書の作成の必要はありません）。

Q 4 減価償却済みの償却資産の申告は必要ですか。

A 4 申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は「取得価額×5%」となっているため、耐用年数を過ぎ、減価償却が済んだあとの償却資産も、事業に使用している限り、申告が必要となります。

Q 5 福利厚生施設にある償却資産は、申告しなければならないのですか。

A 5 申告が必要となります。福利厚生施設にある庭園やエアコンなどは償却資産として課税の対象となります。

Q 6 使っていない資産も、申告は必要ですか。

A 6 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象になります。従いまして、使用していない未稼働資産や遊休資産であっても申告をお願いします。

Q 7 申告をした内容に、誤っているところがありました。どうすればよいですか。

A 7 修正申告をご提出ください。その際、修正した個所が分かるようにお願いします。

Q 8 事業を廃業しました。償却資産の申告は必要ですか。

A 8 申告が必要となります。申告書の備考欄に廃業年月日等を記載し、申告してください。

Q 9 年の途中で閉店した場合、償却資産の固定資産税はどうなりますか。

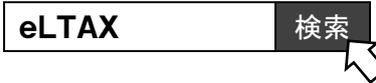
A 9 固定資産税は、土地、家屋と同様に償却資産についても、毎年1月1日現在(賦課期日)に所有している方に課税されます。このため、年の途中で閉店したとしても、その年の固定資産税はお支払いをお願いします。

電子申告（eLTAX）により、償却資産申告書を提出できます！

- ☆ オフィスやご自宅から、インターネットを利用して申告ができます。
- ☆ 電子申告（eLTAX）に対応している複数の地方公共団体へ、まとめて申告ができます。
- ☆ 電子申告（eLTAX）対応の市販税務・会計ソフトで作成した申告書で、申告ができます。

※ 無料対応ソフト「PCdesk」を、eLTAXホームページで提供しています。

※ eLTAXご利用手続きなど、詳細については、eLTAXホームページ等でご確認ください。

■ eLTAXホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/	
■ eLTAXヘルプデスク 0570-081459	
※上記電話番号でつながらない場合 … 03-5521-0019	詳細は、eLTAXホームページ等でご確認ください。
受付時間 … 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始は除く）	

提出前に、ご確認をお願いします。

- 申告書に電話番号、個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記載していますか？
- 申告書の控え（受付印の押印をしたもの）の返送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒を同封していますか？
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）の提出が必要な方は、取得年月、取得価格及び耐用年数等を記載していますか？
- 開成町から送付した申告書以外で申告する場合、申告書右上に所有者コード（開成町から送付した申告書の右上に記載した8桁の番号）を転記していますか？
 - ※ 所有者コードが変わっている場合がありますので、ご確認ください。